

富山県生活路線バス協議会設置要綱

(目的)

第1条 富山県内における住民の生活交通を確保するため、乗合バス事業の需給調整規制廃止後の地域の生活交通のあり方や維持確保方策などを協議することを目的に、富山県生活路線バス協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 県内における生活交通の維持確保に係る公的支援のあり方に関すること。
- (2) 乗合バス事業者から、退出意向の申出、事業者単独で事業の継続が困難である旨の申し出等があった具体的な路線に係る生活交通確保のための計画策定に関すること。
- (3) 地域・利用者でつくりあげる地域交通の実現に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表1の委員及び会長が指名する臨時委員により構成する。なお、臨時委員は、関係する事案について協議する場合に参加するものとする。

- 2 会長は、必要に応じて委員及び臨時委員以外に、バス利用者等の関係者の出席を求めることができる。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長には富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室長を、副会長には北陸信越運輸局富山運輸支局長をもってあてる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他事由により支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が務める。
- 3 乗合バス事業の路線（路線定期運行に係るものに限り、第7条第2項の規定に基づく分科会において休廃止に係る協議を調えた路線を除く。）退出意向の申し出は、原則として路線の休廃止等の予定日の6月前までの届出に先立って会長に行うものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の下に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、協議会における協議事項、その他必要な事項について協議、調整を行う。
- 3 幹事会は、別表2の幹事及び幹事長が指名する臨時幹事により構成する。なお、臨時幹事は、関係する事案について協議する場合に参加するものとする。
- 4 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長には富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課長を、副幹事長には北陸信越運輸局富山運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）をもってあてる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し議長として幹事会の議事を運営する。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 7 幹事長に事故その他の事由により支障があるときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 8 第3条第2項の規定は、「会長」を「幹事長」と読み替え適用する。
- 9 第2条第1項第2号に定める協議会の協議事項については、会長の同意を得て、幹事会の協議結果をもって協議会の承認とみなすことができるものとする。

(分科会)

第7条 協議会は、地域交通のあり方を協議するため、分科会を設置することができる。

- 2 市町村が主宰する地域公共交通会議において、第2条第2号及び第3号に定める協議事項について協議を行う場合は、当該地域公共交通会議を第1項に定める分科会とみなす。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課（地域交通担当）において処理し、北陸信越運輸局富山運輸支局輸送・監査部門がこれに協力するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

この要綱は、平成19年2月23日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

この要綱は、平成２２年２月２６日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１ 協議会の構成

委 員	行 政 機 関 等	国土交通省北陸信越運輸局自動車交通部長
		国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長（副会長）
		富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室長（会長）
		富山県市長会長
		富山県町村会長
	バス事業者代表	公益社団法人富山県バス協会会長
臨 時 委 員	関係市町村	関係市町村長又はその指名する者
	関係バス事業者等	代表者又はその指名する者
	その他会長が必要に応じて出席を求める者	

別表２ 幹事会の構成

幹 事	行 政 機 関 等	国土交通省北陸信越運輸局自動車交通部旅客課長
		国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）（副幹事長）
		富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課長（幹事長）
		富山県市長会事務局長
		富山県町村会事務局長
	バス事業者代表	公益社団法人富山県バス協会専務理事
臨 時 幹 事	関係市町村	公共交通担当課長
	関係バス事業者等	乗合バス事業担当部長 等
	その他幹事長が必要に応じて出席を求める者	